



平成26年11月19日
内閣府（防災担当）

大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会（第2回） 議事概要について

1. 検討会の概要

日 時：平成26年10月15日（水）15：00～17：00

場 所：中央合同庁舎第8号館8階 特別中会議室

（出席者：関澤座長、室崎、若尾、加藤、秦、岩見、飛田、落合、谷部、吉田、藤倉、伊藤、早田各委員、
全国消防長会、東京消防庁、世田谷区、埼玉県、横浜市、茅ヶ崎市、井上内閣府審議官、日原政策統括官 他）

2. 議事概要

配付資料1から5について、事務局、吉田委員、横浜市より説明が行われた後、各委員に御議論いただいた。

委員からの主な意見等は次のとおり。

- 資料1によると、電気起因の火災は、東京消防庁管内では電熱器具関係が多いが、被災地全体で見ると電気配線による火災も多い。これは、建物や構造物など都市部とその他地域との特性の違いによるものなのだろうか。
- 地震の揺れが大きい地域については、住宅の損傷度合いも大きくなることから配線の損傷による電気火災の発生割合も増加すると想定される。
- 火災の要因として、漏えいしたガスへ復電時に着火することも考えられる。阪神淡路大震災と比較して東日本大震災はその事例が少なかったが、これは、すぐに復電しなかったことが幸いした可能性もある。ガス引火による火災も危険であるため、これをどのように防止するかについても検討する必要がある。
- 製品の普及にあたっては、作動する地震動の大きさや機器の設定、電源の復旧を考慮したブレーカー等の取付け位置など、高齢者等への配慮が必要と思われる。
- 簡易タイプは広く普及促進を図る点で意味がある。仮に、全住宅に普及した場合、機器の作動の成功率が80%であれば電気器具関係の出火率を2割まで、50%であったとしても5割までに抑制することができる。その観点から製品の感震性能のバラツキについても知りたい。

- それぞれの製品の性能確認は、メーカーにおいて製品として販売する際に必要であるものと考えられるが、感震ブレーカーの種類によって要求される性能も異なることを周知しながら、普及を促進することが必要。
- 電力会社では地震の揺れをきっかけにして送電を自動遮断する仕組みはないものと理解している。特に、首都圏では電線の地下化等で地震時に送電・配電設備の被害が少ない場合も想定され、電気の供給が可能な状態になれば各家庭まで即時に送電される可能性が高いため、感震ブレーカー等の普及は電力会社にとってもメリットがあるのではないだろうか。
- 防災対策として変電所単位で電力供給を遮断する事も議論したことはあったが、信号や照明も含め、広範囲に影響が出てしまう。その意味で、各家庭での対策や出火防止が重要と思われる。
- 横浜市からの報告でも、なかなか普及が進まないとの話があった。そもそも、需要者が購入しようにも「どこに相談すればよいのかわからない」という課題もある。ある感震ブレーカーのメーカーは住宅メーカーと連携を始めたと聞いたが、行政サイドでも住宅供給の段階からの普及についても検討がなされることが望ましい。

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

調査・企画担当 参事官補佐 田村 英之
主査 杉本 正和

TEL : 03-3501-5693(直通) FAX : 03-3501-6820